

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3291号)

令和7年12月22日

横 情 審 答 申 第 3291 号

令 和 7 年 12 月 22 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年7月25日総法第279号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年度の特選審理員の任用通知書（写し）」の一部開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和6年度の特定審理員の任用通知書（写し）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月1日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 会計年度任用職員として任用した審理員の氏名は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、審理員候補者名簿に記載してホームページで公開している。この名簿に記載した氏名は、審理員が職務上使用している氏名が記載されたものであり、戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かについては記載していない。
- (2) 本件審査請求文書に記載された審理員の氏名については、戸籍上の氏名を記載する取扱いとなっており、これを公にすると、既に公にされている審理員候補者名簿等と照合することにより、審理員が旧姓等を使用しているのか否かが明らかになるとともに、旧姓等を使用している審理員について戸籍上の氏が明らかになる。なお、戸籍上の氏が記載されている場合のみ氏を不開示としてしまうと、氏を不開示とした審理員が旧姓等を使用していることが明らかとなる。
- (3) 審査請求人は、弁護士の名は日本弁護士連合会が弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告しており、国民が誰しも知り得る情報であることから、本件処分は不当であると主張しているが、同条は弁護士が旧姓等を使用しているのか否か及び旧姓等を使用している弁護士の戸籍上の氏が明らかになるような名簿を公告するよう義務付けているわけではない。

また、審理員は、弁護士としての立場で審理員業務を行っているのではなく、あ

くまで横浜市の会計年度任用職員として審理員業務を行っているものであり、弁護士名簿が公告されているからといって、本件審査請求文書に記載された会計年度任用職員としての審理員の戸籍上の氏が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとはいえない。

- (4) 以上により、条例第7条第2項第1号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、特定審理員の氏名の開示を求める。
- (2) 特定審理員は横浜市のウェブサイトでその氏名が公表されていること、そして弁護士業を営んでいることも併記されている。
- (3) 弁護士氏名は、日本弁護士連合会が弁護士法第19条の規定に基づき官報でもって公告されており、国民が誰しも知り得ている情報であることからして、不開示処分は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 審理員の労務に係る事務について

横浜市では、行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理手続を行う者として、会計年度任用職員として任用した弁護士を審理員に指名している。総務局法制課では、審査請求の審理手続に関する事務を所管しており、審理員の新規採用、勤怠管理等に係る事務を担当している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和6年度の特定審理員の任用通知書の写しである。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、特定審理員の氏を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

- (3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる

ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示とした特定審理員の氏は、特定審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、特定審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

ウ 実施機関は、行政不服審査法第17条に基づき、審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されていない。

審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。

弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士

としての活動の基本に関することであるため、当該事項が生じたときは当該弁護士
の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させる
ことにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にい
かなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則
（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第
25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を
官報に公告する旨が規定されている。

しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めるこ
ととしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、
実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っ
ているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審
理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により
一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復
継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって審理員の戸籍上
の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえ
ない。

したがって、審理員の戸籍上の氏名及び旧姓等を使用しているか否かは本号た
だし書アに該当しない。

また、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については本
号ただし書ウに該当しないため、審理員の戸籍上の氏名及び旧姓等を使用してい
るか否かは本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しな
い。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当で
ある。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 2 5 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 2 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 9 月 2 9 日 (第461回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 1 0 月 2 7 日 (第462回第二部会)	・ 審議
令 和 7 年 1 1 月 2 8 日 (第463回第二部会)	・ 審議